

## 国税庁「税の歴史クイズ」にチャレンジ

国税庁というと、怖くて、お堅いイメージではありませんか？ ところが、ホーム・ページ閲覧していると親しみやすい内容があります。そのひとつに「税の歴史クイズ」がありました。何問正解になるかちょっとチャレンジしてみてください。

税の歴史クイズHP : <http://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/sozei/quiz/index.htm>



## 税の歴史クイズ 犬税

## 【問い】

昭和50年代まで、市町村税の一つに犬税がありました。もともこの犬税は、明治時代から府県税として存在しており、府県ごとに課税方法が異なっていました。大正13年に大蔵省主税局がまとめた『大正13年度 道府県雑種税課率調』という史料には、各道府県の課税標準などが記載されています。これによると、多くの府県では犬1頭につき一律いくら、といった形で課税をしていましたが、飼育地域や飼育目的によって課税の可否と税率を決めている府県もあり、さらには、特定の犬種を指定して税率を決める府県もありました。この犬種を決めていたのは、京都府と群馬県なのですが、では、この特定の犬種とは次の1から4のうちどれでしょうか。

1 柴犬 2 スピッツ 3 シェパード 4 狎（ちん） 答えは2頁



## 税の歴史クイズ 田沼意次と税

## 【問い】

江戸時代、田沼意次が政治を行った時期を田沼時代といいます。田沼は在任中に様々な政策を行いましたが、税制において特徴的な取り組みがありました。それは次の1から3のうち、どれでしょうか？

- 1 年貢率を引き上げた
- 2 年貢を米納ではなく金納に全て切り替えた
- 3 商工業者の組合から営業税を徴収した

答えは2頁



## 税の歴史クイズ 犬税【答え】 4 狎

## 【解説】

京都府、群馬県では「獵犬、狎」と「その他」とで税率に差を付けており、前者の税率の方が高く設定されていました。『大正13年度 道府県雑種税課率調』を例に、大正13年当時の状況を確認してみましょう。東京、大阪、神奈川、京都、兵庫など大都市を抱える府県では、郡部か都市部かといった飼育場所で差が設けられました。このほかに、宮城県や秋田県、滋賀県、徳島県などは「獵犬」とそれ以外、といった飼育目的で区分されていました。「獵犬」のほかに「闘犬」（高知県）や「愛玩犬」（岩手県）など、飼育目的を掲示している県はありましたが、犬種を指定されているのはこの狎だけです。狎は、日本原産の小型の愛玩犬で、近世から上流階級や花柳界などで盛んに飼育されていました。「愛玩犬」を課税標準に掲げる県もありましたが、わざわざ狎と指定しているところに、狎が愛玩犬の代表として認識されていたことがうかがわれます。

（研究調査員 今村千文）



## 税の歴史クイズ 田沼意次と税

## 【答え】 3 商工業者の組合から営業税を徴収した

## 【解説】

田沼家は紀州藩の足軽でしたが、田沼意次の父・意行の頃に藩主徳川吉宗が第八代将軍に就任し、それに従って幕臣になりました。跡を継いだ意次は、徳川家重の小姓として仕え、延享2年(1745)に家重が第九代将軍に就任してからは、側近として昇進を重ねていきました。宝暦10年(1760)に第十代将軍となった徳川家治は、特に意次を重用し、明和4年(1767)に側用人、明和6年(1769)には老中に就任させました。以後、田沼は幕府常置の役職としては最高位である老中を務めつつ、将軍側近の側用人も兼ね、天明6年(1786)まで権勢をふるいました。田沼時代の幕府税制で特徴的なものは、商品流通に携わる株仲間（商工業者の同業組合）に営業税を課したことでした。株仲間に仕入れや販売の独占権を与える代わりに、冥加金（みょうがきん）を徴収することにしたのです。幕府は収入を増やすために、新田開発や年貢率の引き上げをすることがありましたが、それにも自ずと限界がありました。そこで意次は、当時盛んになりつつあった商品流通に着目しました。単純に年貢率を上げて増税するのではなく、商品流通の発展といった経済の変化に対応した税の導入を考えたのです。



### 税の歴史クイズ 明治期の選挙と納税額—多額納税者議員—

#### 【問い】

現在の国会は衆議院と参議院で構成されますが、明治23年に開かれた大日本帝国議会では衆議院と貴族院で構成されていました。貴族院の議員は皇族や貴族のほかに、各府県から1名、高額納税者の中からも互選で選ばれました。この高額納税者、各府県の納税額の上位何名までが対象だったでしょう。

#### 【答え】 15名

#### 【解説】

貴族院は皇族、華族、及び勅任(ちよくにん)議員から構成されおり、勅任(ちよくにん)議員は、1国家に勲勞(くんろう)のあるもの、2学識経験者、3地租と所得税の高額納税者などから選ばれ、高額納税者から選ばれた議員は「多額納税者議員」とよばれていました。多額納税者議員になっていたのは、明治23年当時の高額納税の対象となる地租と所得税の収入割合をみると地租が97%以上を占めていたことから、多くは地主層だったと考えられます。

なお、多額納税者議員は、各府県知事が選出した前年納税額の上位15名(神官、僧侶、教師、現役軍人、公権剥奪や停止中の人などを除く満30歳以上の男子)の間の互選により最多数を得た人が選ばれていました。



### 税の歴史クイズ 鉄道と通行税

#### 【問い】

鉄道は明治5(1872)年の開業以来、今日でも私たちの生活を支える重要な交通手段です。その鉄道に関する税として平成元(1989)年まで通行税がありました。通行税は明治38(1905)年に創設されましたが、その時の税額を決める基準として、乗車距離のほかにもう一つ項目を設けていました。その項目とは次のうちどれでしょうか。

1 手荷物の重さ 2 乗車する座席の等級 3 指定席券の有無 答えは4頁。



## 税の歴史クイズ 鉄道と通行税【答え】2 乗車する座席の等級

### 【解説】

通行税は自動車、電車又は汽船による国内での移動にかかる税で、日露戦争の戦費を賄うため、明治38（1905）年に制定された非常特別税法の中の税目の一つとして通行税が創設され、鉄道や船の運賃に課税されました。明治43（1910）年には通行税法の制定により恒久税化されましたが、交通を阻害するとの理由から大正15（1926）年の税制改正で通行税は廃止されました。しかし、日中戦争に伴い、昭和13（1938）年に支那事変特別税法の中の税目の一つとして復活し、昭和15（1940）年には再び通行税法の制定により通行税が課税され、平成元（1989）年の消費税の導入に伴って廃止されるまで存続しました。明治38（1905）年に創設された当初の通行税は距離と等級双方に基づき税額を決めていました。鉄道の場合は「50マイル未満」、「100マイル未満」、「200マイル未満」及び「200マイル以上」の距離ごとと1等、2等及び3等の座席等級ごとで区分されていました。

距離				
等級	50マイル未満	100マイル未満	200マイル未満	200マイル以上
1等車	5銭	20銭	40銭	50銭
2等車	3銭	10銭	20銭	25銭
3等車	1銭	2銭	3銭	4銭

この基準は鉄道作業局（当時の国鉄）が路線距離をマイル（1マイル＝約1.6km）で計算していたことと、座席の等級を1等から3等の3等級制にしていたことによるものと考えられます。1等車と2等車は現在のグリーン車に相当するもので、昭和44（1969）年に普通車とグリーン車の区分に改められました。

汽船の場合も同様に距離（海里（かいり））と船室の等級で税額を決めていました。当初、通行税は自動車、電車及び汽船に限定されていましたが、その後交通手段の発達に伴って、乗合自動車（バス）や飛行機が追加されました。

なお、通行税は切符の購入時に乗客が負担し、運輸業者が毎月納付していました。（研究調査員 菅沼明弘）。